　道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書

年　　月　　日

犬山市長　　　　殿

〒

住　所

氏　名

　　　担当者

　　　ＴＥＬ

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

（裏面につづく）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施行目的 |  | | | | | | |
| 施行場所 | 路線名 | |  | | | 歩道・車道・その他（　　　　） | |
|  | 場　所 | |  | | | | |
| 工事概要 | 工　　事　　種　　別 | | | | | 施　　行　　数　　量 | |
|  |  | | | | |  | |
| 工事の期間 | 年　　月　　日から　　　日間 | | | | | |  |
|  | 年　　月　　日まで | | | | | |
| 施行方法 | 直営・請負 | | |  | | | |
|  | 施工業者　住　所 | | | |  | | |
|  | 業者名 |  | | | | | |
|  | 担当者 |  | | | | | |
|  | 連絡先 |  | | | | | |
| 添付書類 | 位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図 | | | | | | |
|  | （写）、求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他（　　　　） | | | | | | |
| 道路工事施行承認について　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号  　　　　年　　月　　日  申請者殿  道路管理者　犬山市長  別紙条件を付して、上記のとおり承認する。 | | | | | | | |

**工　　事　　仕　　様　　書**

【裏　面】

１　工事中は愛知県道路工事保安設備設置基準に基づき工事標識・保安設備等を設け、特に夜間は赤色灯を設けるなど第三者への事故防止のため、措置を講ずるものとする。

２　工事着手前には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項による所管警察署長の許可を受ける。

３　工事の施行に際しては、この申請の添付図面及び工事仕様書によるほか、次の事項に特に留意する。

(1)　資材の搬入出等工事車両の運行に当たっては、交通に支障とならぬよう十分注意する。また、資器材等を道路上に放置する等交通に支障を与える行為をしない。なお、路面を汚損した場合は、申請者において速やかに撤去・清掃・復旧等を行う。

(2)　工事材料は、別に指示のない限り日本工業規格等により検査・試験に合格した物を使用し、変質・汚損等の恐れがある物は使用しない。また、使用する材料の規格・種別等は、添付図面に明示する。

(3)　盛土及び埋戻しは、十分突き固め、工事完成後に沈下及び破損の発生のないよう施工する。なお、後日不具合が発生した場合は、その補修を施行する。

(4)　側溝等の排水流末は、工事施工時及び完成後を問わず、その流水により道路法面等の構造物を損傷させぬよう処置する。また、工事中に流水を妨げることのないように関連排水施設の清掃に努める。

　(5)　コンクリートの打設後は、十分に養生期間をとる。

(6)　舗装の施工は、使用する材料の出荷元が指定する各時点（出荷時、敷均し時、初期転圧時）での温度範囲により施工温度を管理し、所定の方法により施工する。

(7)　申請者は、工事着手後にあっても道路管理者が道路管理上必要と判断した場合に追加で付される条件についても遵守する。

４　工事に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

５　工事において、他の道路・水路等の公共用物を損傷した場合は、道路管理者へ速やかに報告し、その指示により復旧する。

６　工事が完了したときは、速やかに写真（各工種の着工前・完了・施工状況、出来形管理、品質管理等の状況や数値基準を満たすことが確認できるもの。）その他の関係書類を添えて、道路管理者に届け出て検査を受けるものとする。

７　前項の検査は、犬山市工事検査要領に準じた基準により実施するものとする。

８　その他の事項については、愛知県土木工事標準仕様書によるほか、道路管理者の指示に従うものとする。

９　この工事の設計・施工監理は次のものが担当する。

　設計 <社名>　　　　　　　　　　　　<監理者氏名>　　　　　　　　<tel>

　施工 <社名>　　　　　　　　　　　　<監理者氏名>　　　　　　　　<tel>

以上

**誓　　約　　書**

犬　山　市　長

　私は、別紙のとおり下記申請地に関して、道路法第24条の規定に基づき「道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書」を提出しましたが、承認の上は所定の規定・条件・指示事項等を遵守し工事を施工します。

万が一、当該申請に係る規定・条件・指示事項等に違反して施工した場合や、当該申請に係る工事に起因して第三者に損害を与える等問題が生じた場合には、理由に関わらず、工事施工者と連帯の上、当方の責任と負担において解決します。

　竣工後は速やかに完了届及びその関係書類を犬山市に提出し、検査を受け違反なき場合は、当該申請に伴い道路敷地に設けた施設その他物件を無償で犬山市に帰属します。また、道路敷地となる土地についても、別に合意するものがない限り、設けた施設と同様に無償で犬山市に帰属します。

検査において、修正・補正等の不備が指摘された場合は、速やかに対応し、指摘事項に対して修正等の内容がわかる書類を提出し、再度検査を受けます。検査に合格できないときは、廃止届を提出し設けた施設等を撤去する等現状復旧を行います。

　なお、当該申請に係る施設その他物件が、引き渡し後1年の間に剥離、沈下、亀裂その他の損傷が生じた場合や、当該申請に係る規定・条件・指示事項に違反して施工したことが判明した場合には、当方において早急に補修・改修します。

記

１．申　請　地　　　犬山市

上記のとおり誓約致します。

年　　月　　日

<申　請　者>

　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　電　話（　　　　）　　　―